ふさの葉法律事務所

弁護士報酬標準額一覧表（1）

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
法律相談等	1.法律相談	初回市民法律相談料	30分ごとに5500円	
		一般法律相談料	30分ごとに5500円以上2万7500円以下	
	2.書面による鑑定	鑑定料	複雑，特殊でないときは11万円以上33万円以下	
民事事件	1．訴訟事件(手形，小切手訴訟事件を除く)，非訟事件，家事審判事件，行政事件及び仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8.8 % 300万円を超え3000万円以下の場合 5.5 % + 9.9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 3.3 % + 75.9万円 3億円以上の場合 2.2 % + 405.9万円 ※事件の内容により，30%の範囲で増減額することができる。 ※着手金の最低額は11万円	特に定めのない限り，着手金は事件等の対象の経済的利益の額を，報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する 算定可能な場合の算定基準 イ．金銭債権　債権総額(利息及び遅延損金を含む) ロ．将来の債権　債権総額から中間利息を控除した額 ハ．継続的給付債権　債権総額の10分の7の額。ただし，期間不定のものは，7年分の額 二．賃料増減額請求時件　増減額分の7年分の額 ホ．所有権　対象たる物の時価相当額 ヘ．占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権　対象たる物の時価の２分の１の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額 ト．建物にいついての所有権に関する事件　建物の時価相当額に敷地の時価の３分の１を加算した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借件に関する事件　へにその敷地の時価の３分の１の額を加算した額 チ．地役権　承役地の時価の２分の１の額 リ．担保権　被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ヌ．不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件　ホ，ヘ，チ及びリに準じた額 ル．詐害行為取消請求事件　取消請求債権額。ただし，取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額 オ．共有物分割請求事件　対象となる持分の時価の３分の１の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ワ．遺産分割請求事件　対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の３分の１の額 カ．遺留分減殺請求事件　対象となる遺留分の時価相当額 ヨ．金銭債権についての民事執行事件請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定，仮差押等の負担があるときは，その負担を考慮した時価相当額） 算定可能な場合の算定基準 880万円とする。ただし，事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。 ※上記算定基準により算定された経済的利益の額が，紛争の事態に比して，明らかに大きいときは，紛争の実態に相応するまで，減額しなければならない。
		報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 17.6 % 300万円を超え3000万円以下の場合 11 % + 19.8万円 3000万円を超え3億円以下の場合 6.6 % + 151.8万円 3億円以上の場合 4.4 % + 811.8万円 ※事件の内容により，30%の範囲で増減額することができる。	
	2．調停及び示談交渉事件	着手金 報酬金	１又は５に準ずる。ただし，それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から調停，受任するときは着 ※着手金の最低額は11万円	
	3．契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2.2 % 300万円を超え3000万円以下の場合 1.1 % + 3.3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.55 % + 19.8万円 3億円以上の場合 0.33 % + 85.8万円 ※事件の内容により，30%の範囲で増減額することができる。 ※着手金の最低額は11万円	
		報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4.4 % 300万円を超え3000万円以下の場合 2.2 % + 6.6万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1.1 % + 39.6万円 3億円以上の場合 0.66 % + 171.6万円 ※事件の内容により，30%の範囲で増減額することができる。	
	4．督促手続事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2.2 % 300万円を超え3000万円以下の場合 1.1 % + 3.3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.55 % + 19.8万円 3億円以上の場合 0.33 % + 85.8万円 ※事件の内容により，30%の範囲で増減額することができる。 ※訴訟に移行したときの着手金は，１又は５の額と上記の額の差額とする。 ※着手金の最低額は５.5万円	
		報酬金	１又は５の額の２分の１ ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求できる	
	5．手形・小切手訴訟事	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4.4 % 300万円を超え3000万円以下の場合 2.75 % + 4.95万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1.65 % + 37.95万円 3億円以上の場合 1.1 % + 202.95万円 ※事件の内容により，30%の範囲で増減額することができる。 ※着手金の最低額は５.5万円	
		報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8.8 % 300万円を超え3000万円以下の場合 5.5 % + 9万9千円 3000万円を超え3億円以下の場合 3.3 % + 75万9千円 3億円以上の場合 2.2 % + 405万9千円 ※事件の内容により，30%の範囲で増減額することができる。	

事件等			報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
民事事件	6．離婚事件	調停事件 交渉事件	着手金 報酬金	それぞれ33万円以上55万円以下 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は，上記の額の２分の１ ※財産分与，慰謝料等の請求は，上記とは別に，１又は２による	※上記算定基準により算定された経済的利益の額が，紛争の事態に比して，明らかに小さいとき又は依頼者の受ける実質的利益が，上記算定基準により算定された経済的利益の額に比して，明らかに大きいときは，紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで，増額することができる。
		訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ33万円以上66万円以下 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は，上記の額の２分の１ ※財産分与，慰謝料等の請求は，上記とは別に，１又は２による	
	7．境界に関する事件		着手金 報酬金	それぞれ33万円以上66万円以下 ※１の額が上記の額より上回るときは，１による ※上記の額は，依頼者の経済的資力，事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	※境界に関する事件とは，境界確定訴訟，境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。 ※調停及び示談交渉事件の場合は，左の額をそれぞれ３分の２に減額する事ができる。 ※示談交渉から調停，示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，左の額又は１の額の２分の１。
	8．借地非訟事件		着手金	借地権の額が5000万円以下の場合 33万円以上55万円以下 借地権の額が5000万円を超える場合 上記の額に5000万円を超える部分の0.55%を加算した額	※調停事件・示談交渉事件には左に準ずる。ただし，それぞれの額を３分の２に減額することができる。 ※示談交渉から調停，示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，左の着手金の額の２分の１。
			報酬金	申立人の場合：申立の認容 — 借地権の額の２分の１を経済的利益の額として，１による。 申立人の場合：相手方の介入権認容 — 財産上の給付額の２分の１を経済的利益の額として，１による。 相手方の場合：申立の却下又は介入権の認容 — 借地権の額の２分の１を経済的利益の額として，１による。 相手方の場合：賃料の増額の認容 — 賃料増額分の７年分を経済的利益の額として，１による。 相手方の場合：財産上の給付の認容 — 財産上の給付額を経済的利益の額として，１による。	
	9．保全命令申立事件等		着手金	１の着手金の額の2分の１。審尋又は口頭弁論を経たときは，１の着手金の額の３分の２。 ※着手金の最低額は11万円 ※本件事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	
			報酬金	事件が重大または複雑なとき　１の報酬金の額の４分の１。 審尋又は口頭弁論を経たとき　１の報酬金の額の３分の１。 本案の目的を達したとき　１の報酬金に準じて受けることができる。	
	10 民事執行事件	民事執行事件	着手金	１の着手金の額の2分の１。 ※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は，１の３分の１とする。 ※着手金の最低額は5.5万円。	
			報酬金	１の報酬金の額の４分の１。	
		執行停止事件	着手金	１の着手金の額の２分の１。	
			報酬金	事件が重大または複雑なとき　１の報酬金の額の４分の１。	
	11. 破産・和議・会社整理・特別清算・会社更生の申立事件		着手金	資本金，資産，負債額，関係人の数等事件規模に応じ，それぞれ次に掲げる額 ①事業者の自己破産　55万円以上 ②非事業者の自己破産　22万円以上 ③自己破産以外の破産　55万円以上 ④事業者の和議　110万円以上 ⑤非事業者の和議　33万円以上 ⑥会社整理　110万円以上 ⑦特別清算　110万円以上 ⑧会社更生　220万円以上 ※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。	
			報酬金	１に準ずる（この場合の経済的利益の額は，配当額，配当資産，免除債権額，延払いによる利益，企業継続による利益等を考慮して算定する）。 ただし，前記①②の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	
	12. 任意整理事件(11の各事件に該当しない債務整理事件)		着手金	資本金，資産，負債額，関係人の数等事件規模に応じ，それぞれ次に掲げる額 ①事業者の任意整理　55万円以上 ②非事業者の任意整理　22万円以上	

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
民事事件		報酬金	イ．事件が清算により終了したとき ①弁護士が債権取立，資産売却等により集めた配当原資額（債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）につき 500万円以下の場合　16.5 % 500万円を超え1000万円以下の場合　11 % ＋ 27.5万円 1000万円を超え5000万円以下の場合　8.8 % ＋ 75.9万円 ５000万円を超え1億円以下の場合　6.6 % ＋ 159.5万円 1億円以上の場合　5.5 % ＋ 269.5万円 ②依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき 5000万円以下の場合　3.3 % 5000万円を超え1億円以下の場合　2.2 % ＋ 55万円 1億円以上の場合　1.1 % ＋ 165万円 ロ．事件が債務の減免、履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときは、１１の報酬に準ずる。 ハ．事件の処理について裁判上の手続を要したときは，イ，ロに定めるほか，相応の報酬金を受けることができる。		
	１３．行政上の異議申立審査請求・再審査請求その他の不服申立事件	着手金	１の着手金の額の３分の２の額	※審尋又は高等審理等を経たときは，1に準ずる。 ※着手金の最低額は11万円	
		報酬金	１の着手金の額の２分の１の額		

ふさの葉法律事務所

弁護士報酬標準額一覧表（2）

	事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額			備考
刑事事件	1. 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件	着手金	それぞれ22万円以上55万円以下			※事案簡明な事件とは，特段の事件の複雑さ，困難さ又は煩雑さが予想されず，委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって，起訴前については事実関係に争いがない情状事件，起訴後については公判開廷数が２ないし３回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。 ※同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは１又は２の着手金を受けることができる。ただし，事案簡明な事件については、起訴前の着手金の２分の１とする。 ※同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して１件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。 ※検察官上訴の取下げ又は免訴，公訴棄却，刑の免除，破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は，費やした時間執務量を考慮した上で，１又は２による。
		報酬金	起訴前	不起訴	22万円以上55万円以下	
				求略式命令	上記の額を超えない額	
			起訴後	刑の執行猶予	22万円以上55万円以下	
				求刑された刑が軽減された場合	上記の額を超えない額	
	2. 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金	33万円以上			
		報酬金	起訴前	不起訴	33万円以上	
				求略式命令	33万円以上	
			起訴後	無罪	55万円以上	
				刑の執行猶予	33万円以上	
				求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額	
				検察官上訴が棄却された場合	33万円以上	
	3. 再審請求事件	着手金	33万円以上			
		報酬金	33万円以上			
	4. 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手金 報酬金	依頼者との協議により，被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。			
	5. 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金	１件につき11万円以上			
		報酬金	依頼者との協議により受けることができる			
少年事件	1. 家庭裁判所送致前及び送致後 2. 抗告・再抗告及び保護処分の取消	着手金	それぞれ22万円以上55万円以下			※家庭裁判所送致前の受任か否か，非行事実の争いの有無，少年の環境調整に要する手数の繁簡，身柄付の観護措置の有無，試験観察の有無等を考慮し，事件の重大性等により，増減額することができる。 ※同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。 ※追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して１件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。 ※逆送致事件は，刑事事件の１及び２による。ただし，同一弁護士が受任する場合の着手金は，送致前の執務量を考慮して，受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。
		報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分		33万円以上	
			その他		22万円以上55万円以下	

	事件等	分類		弁護士報酬の額	備考
裁判上の手数料	1. 証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受け取ることができる)	基本		22万円に民事事件の１により算定された額の11%を加算した額	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額	
	2. 即決和解(本手数料を受けたときは，契約書その他の文書を作成しても，その手数料を別に請求することができない)	示談交渉を要しない場合		経済的な利益の額が 300万円以下の場合 11万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1.1 % ＋ 7.7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.55 % ＋ 24.2万円 3億円以上の場合 0.33 % ＋ 90.2万円	
		示談交渉を要する場合		示談交渉事件として，民事事件の２，６ないし８による。	
	3. 公示催告			２の示談交渉を要しない場合と同額	
	4. 倒産整理事件の債権届出	基本		5.5万円以上11万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額	
	5. 簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの)			11万円以上22万円以下	
裁判外の手数料	1. 法律関係調査(事実関係調査を含む)	基本		5.5万円以上11万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額	
	2. 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	5.5万円以上11万円以下	
			経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	11万円以上33万円以下	
			経済的利益の額が1億円以上のもの	33万円以上	
		非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 11万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1.1 % ＋ 7.7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.33 % ＋ 30.8万円 3億円以上の場合 0.11 % ＋ 96.8万円	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
		公正証書にする場合		上記の手数料に3.3万円を加算する。	
	3. 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1.1万円以上3.3万円以下	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
		弁護士名の表示あり	基本	3.3万円以上5.5万円以下	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
	4. 遺言書作成	定型		11万円以上22万円以下	
		非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 22万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1.1 % ＋ 18.7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.33 % ＋ 41.8万円 3億円以上の場合 0.11 % ＋ 107.8万円	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
		公正証書にする場合		上記の手数料に3.3万円を加算する。	
	5. 遺言執行	基本		経済的な利益の額が 300万円以下の場合 33万円 300万円を超え3000万円以下の場合 2.2 % ＋ 26.4万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1.1 % ＋ 59.4万円 3億円以上の場合 0.55 % ＋ 224.4万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額	
		遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に，裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	
	6. 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算		資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 4.4 % 1000万円を超え2000万円以下の場合 3.3 % ＋ 11万円 2000万円を超え1億円以下の場合 2.2 % ＋ 33万円 1億円を超え2億円以下の場合 1.1 % ＋ 143万円 2億円を超え20億円以下の場合 0.55 % ＋ 253万円 20億円以上の場合 0.33 % ＋ 693万円	※合併または分割については220万円を，通常清算については110万円を，その他の手続については11万円を，それぞれ最低額とする。
	7. 会社設立等以外の登記等	申請手続		1件　5.5万円 ※事案によっては増減額できる。	
		交付手続		登記簿謄抄本，戸籍謄抄本，住民票等の交付手続は，1通につき1100円	

事件等		分類	弁護士報酬の額	備考
裁判外の手数料	8. 株主総会等指導	基本	33万円以上	
		総会準備も指導する場合	55万円以上	
	9. 現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の3第3項等に基づく証明）		1件　33万円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易，繁簡等を考慮して増減額できる。	
	10. 簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		次により算定された額 給付金額が150万円以下の場合　3.3万円 給付金額が150万円を超える場合　給付金額の2.2% ※損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。	

報酬の種類	区分	弁護士報酬の額	備考
顧問料	事業者の顧問料	月額5.5万円以上	
	非事業者の顧問料	年額6.6万円(月額5500円）以上	
日当	半日	3.3万円以上5.5万円以下	半日（往復２時間を超え４時間まで）
	1日	5.5万円以上11万円以下	１日（往復４時間を超える場合）

（注）

1. 依頼者との協議により，上の表によらず，弁護士報酬の額を１時間ごとに１万円以上の時間制（日当を含み，実費を含まない）にすることができる。
2. 弁護士報酬の支払時期
   イ. 着手金　事件又は法律事務（以下「事件等」という）の依頼を受けたとき
   ロ. 報酬金　事件等の処理が終了したとき
   ハ. その他の弁護士報酬　規定に特に定めのあるときはそれに従い，定めがないときは依頼者との協議により定められたとき
3. イ. 弁護士報酬は１件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに，裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって１件とする。
   裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。
   ロ. 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は，特に定めのない限り，最終審の報酬金のみを受ける。
4. イ. 弁護士は各依頼者に対し，弁護士報酬を請求することができる。
   ロ. 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは，弁護士報酬を減額することができる。
   ハ. １件の事件等を複数の弁護士が受任したときは，各弁護士は，各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり，かつその事情を依頼者が認めたときには，それぞれの弁護士報酬を請求することができる。
5. イ. 弁護士は依頼者に，あらかじめ弁護士報酬等について十分説明しなければならない。
   ロ. 弁護士は，委任契約書が作成されている場合を除き，依頼者から申し出があるときは，弁護士報酬の額，その算出方法及び支払時期に関する事項を記載した報酬説明書を交付しなければならない。
6. 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは，弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除できる。
7. 事件等が特に重大若しくは複雑なとき，審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じたときは，弁護士報酬を増額することができる。
8. 着手金及び報酬金を受ける事件等につき，依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により，着手金を規定どおり受けることが相当でないときは，着手金を減額して，報酬金を増額することができる。ただし，この場合において，着手金及び報酬金の合計額は，民事事件１により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。
9. イ. 事件等の処理が，解任，辞任または委任事務の継続不能により，中途で終了したときは，依頼者と協議のうえ，委任事務処理の程度に応じて，清算する。
   ロ. イにおいて，弁護士のみに重大な責任があるときは，弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし，既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは，依頼者と協議のうえ，全部又は一部を返還しないことができる。
   ハ. イにおいて，弁護士に責任がないにもかかわらず，依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき，依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき，その他依頼者に重大な責任があるときは，弁護士は，弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし，弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは，その全部については請求することができない。
10. 依頼者が着手金，手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅延したときは，あらかじめ依頼者に通知し，事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
11. 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは，依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。